

平成 22 年 11 月 24 日制定

学会名を使用して対外活動を実施する場合における内規

(目的)

第 1 条 この内規は、もったいない学会の学会名を使用して対外活動を実施する場合における規則を設けることを目的とする。

(対外的活動とその承認)

第 2 条 対外的活動とは、学会本体・部会・研究会・会員が、学会名を使用して国内外の活動等を行う場合を指し、すべて理事会での承認事項とする。

付則 本規定は平成 22 年 11 月 24 日より施行する